

# ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です (K)awasakisishakyo (S)hakaifukushuihoujin (K)eikikaizensenjigyo)

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課内  
社会福祉法人経営改善支援事業担当  
電話 044-739-8722 (相談専用)  
FAX 044-739-8737  
E-mail [shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp](mailto:shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp)  
HP <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

## ★会計のマメ知識★

会計士からのためになる税務の基礎知識コーナー

新会計基準への移行期限は平成27年3月末日です。

### I. 社会福祉法人の会計の必要性について

社会福祉法人ではいろいろな活動をしています。利用者様に対してサービスを提供するために必要なモノを買ったり、利用者様から食事代をいただいたり、国や地方公共団体からの補助金を受け取ったりしています。このような活動の一つ一つを記録しておかないと、法人に現金や預金などの財産がいくらあるかという財政状態や、法人が1年間の活動を通じてどのような経営成績をあげたか分からなくなります。その為に会計帳簿をつける必要があるのです。

### II. 財務三表について

新会計基準では法人全体、事業区分別に財務三表の作成が求められ、事業区分、拠点区分別に内訳表の作成が求められています。

#### ① 貸借対照表(B/S)

社会福祉法人の持っているあらゆる資産と負債を対照させ、『資産一負債』の差額としての法人の純資産を示したものの。

#### ② 資金収支計算書(C/F)

社会福祉法人の資金が、どのような原因で増減したかを明らかにしたもの。予算書はこの資金収支計算書の形式で作成します。

#### ③ 事業活動計算書(P/L)

社会福祉法人の純資産が、どのような原因で増減したかを明らかにしたもの。

無料

## ★研修会情報★

市社協法人経営者部会主催

- テーマ● 『社会福祉法人等における事業継続計画(BCP)』
- 日時● 平成25年2月26日(火) 午前10時～
- 場所● 川崎市総合福祉センター 6階 研修室
- 講師● 株式会社浜銀総合研究所経営コンサルティング部主任コンサルタント 江嶋 哲也 氏

### 事業継続計画(BCP)とは？

地震・感染症の流行など、緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するためにあらかじめ準備しておく計画。

※詳しくは事務局より各法人様にお送りしております通知文でご覧ください

### 新担当のご紹介

11月から経営改善支援事業の担当になりました伊藤美佐子と申します。よろしくお願いたします!!



## 経営改善支援事業 相談日程

1月9日(水)・23日(水)

2月6日(水)・20日(水)

3月6日(水)・13日(水)

### 時間

午後1:00～4:00の間  
1～1.5時間程度(要予約)

### ご予約方法

1週間前までにご希望日時・相談内容をご連絡ください。秘密厳守いたします。

### ご予約先

上記電話番号・FAX又はE-mailにてご連絡ください。

### 相談場所

来所・訪問どちらでも可。  
お気軽にご相談ください。

### 経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

経営改善  
相談事業

経営健全化計画  
作成支援事業

社会福祉施設  
運営費融資事業

事業案内チラシは  
こちらをクリック

無料

施設運営に専門家のアドバイスを!!お気軽にご相談ください。専用電話 044-739-8722

## ★お知らせ★

東日本大震災からの復興に必要な財源確保のための税金

### 報酬及び謝礼等の支払に伴う復興特別所得税の徴収

平成25年1月1日から平成49年12月31日の間の所得について源泉徴収と一緒に復興特別所得税を納付する義務が課せられます。

### 誰がどのように徴収するの？

所得税の源泉徴収義務者が所得税と併せて徴収。その合計額を一枚の所得税徴収高計算書により納付。

### 算出方法は？

復興特別所得税額＝基準所得税額×2.1%  
合計税額(所得税+復興特別所得税)＝支払金額等×(所得税率%×102.1)

### 対象となる支払は？

平成25年1月1日～平成49年12月31日の間に支払われる源泉徴収に伴う報酬及び謝礼。例)給料・講演料など

★右の各ボタンをクリック★  
復興特別所得税対応の源泉徴収早見表等ご活用下さい。

復興特別所得税の詳細はこちら

復興特別所得税に関するQ&A

所得別源泉徴収税額早見表

講師謝礼等の支払額・税額の早見表を作ってみました!  
(1～10万円のもの)ご希望の方は上記連絡先まで。(担当:伊藤)